

2025年(第98回)全国安全週間・準備期間実施計画

(2025年夏季災害防止活動計画)

I. 活 動 の 趣 旨

安全意識の高揚と安全活動の定着を目的とした『全国安全週間』は、今年で98回目となります。

当北九州技術センター安全衛生協力会では、本年前半は休業災害1件、不休業災害4件、軽処置3件発生しており、災害の内容(型)は「転倒」2件、「切れ・こすれ」2件、「飛来・落下」3件、「はさまれ・巻込まれ」1件です。主原因は危険に対する軽視による行動、一つひとつの作業における設備・周辺環境の安全確認・点検不足があげられます。これらの対策として「危険に対する一人ひとりの意識を高めること」「相互の声掛けが重要であること」の再確認が必要です。更に熱中症が危惧される状況下であり、一人ひとりの自己健康管理の徹底も求められます。本年は大きな組織改正がありましたが、本週間を契機に直協関係者が一体となり、もう一段高い安全管理を推進し、年後半の『災害ゼロ』達成を目指していきます。

北九州技術センター殿

II. 活 動 期 間

： 2025年 6月1日～7月31日 (6月1日～7月7日)

III. スローガン

： 『 多様な仲間と 築く安全 未来の職場 』

IV. 重点実施事項

[期間重点管理災害] ： 熱中症、感電、墜落・転落、飛来・落下

1. 「活動趣旨の浸透と周知徹底」

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 社長メッセージの配付 | 6月2日(月) |
| (2) 夏季安全祈願祭(高見神社) | 6月4日(水)8:00～ |
| (3) 安全大会(S 館食堂) | 6月4日(水)9:30～ |
| (4) 全国安全週間活動* 啓発声掛け | 6月5日(木)8:30～ |

2. 災害防止重点活動事項

《1》安全マネジメント

の強化と再発防止対策の確実な実行と点検

- (1) 管理者は作業手順を周知徹底し、実行時は KY 内容の順守状況を含め手順を自ら現地で確認
工事/試運転/試験/作業計画時は過去災害データベース(SAGUR)、災害風化防止イラスト等を基にリスク抽出をもれなく行い、類似災害防止対策を計画する。
全員参加の具体的 KY 活動(新 KY 活動)の定着、『具体的 KY リスト』『一人 KY カード』による行動特性を前提とした習熟訓練の実施。
予知・予見能力の向上による原因療法型への災防活動変換(各種 RA リストによる RA 形骸化の打破)
- (2) 安全コミュニケーション(対話・寄り添い・思いやり)を通した安全管理マネジメントの推進
 - ① 管理者は、声掛け・対話型パトロールを実施する。

- ② 安全行動に対する誉めの声掛けを意識し、不安全行動を見逃さない、黙認しない、放置させない
- ③ 3H(初めて、変更、久しぶり)作業時には重点的にパトロールを実施する

(3)「今日の過去災害」や「過去災害データベース(SAGUR)」を活用した類似災害の再発防止

職場における安全対話の推進。(安全対話の例)今日の過去災害、過去災害データベース(SAGUR)、厚生労働省/職場のあんぜんサイト/労働災害事例による、類似災害防止検討会の実施。計画審査時は過去災害の措置確認リストにより事前確認を実施する

《2》危険源に対する安全対策と現場作業環境・安全作業状況の確認(作業変更時・非定常作業時含む)

(1) 墜落・転落防止措置のない開口部の撲滅、安全設備・装置(足場・親綱など)の確実な設置

- ① 工事/試運転/試験/作業計画に際しては、現地諸状況を十分に考慮して抜けのないリスクアセスメントを実施し立案する。高所作業の計画においては、親綱だけに頼ることのない墜落・転落防止対策(囲い、手摺・中さん・幅木、覆い、防網、墜落制止用器具(安全帯)取付設備等)、飛来・落下防止対策(立入禁止措置、幅木、落下防止ネット、等)を計画することを指導する。墜落災害防止対策については、墜落防止用安全ネット取付用金物など設計段階でも積極的に予め対策を検討する
- ② 足場点検は確実に実施する。特に、墜落防止対策を重点的にチェックする

(2) 可動物(重機・回転体など)との接触防止措置状況(立入禁止、保護カバーなど)の確認

- ① 重機作業においては、作業計画を作成させ、有資格者の配置、歩車分離または誘導員配置を確実に行うことを指導する
- ② 可動物使用時は、可動物・回転部への接触・可動物範囲への立ち入りが無いように作業計画を行う。どうしても可動物範囲に立ち入る必要がある場合は、漏れなく非可動物措置(電源断、札掛け管理等)をとるように指導する

(3) 狭隘部、ピット内などでの酸欠、有機溶剤等の有害物質による中毒災害の防止

- ① 計画に際しては、現地諸状況を十分に考慮して抜けのないリスクアセスメントを実施し、リスク対策を漏れなく確実に実施する
- ② 化学物質を使用する場合はSDSを入手しリスクアセスメントを行い、SDSの内容とリスクアセスメントの結果を作業員まで周知する
- ③ 作業実施の際には、計画したリスク対策が漏れなく実施されているか確認する

(4) 未熟練者・新規入場者・高年齢者の作業に応じた適正配置の確認

- ① 入口管理として作業経験年数、実施する作業の経験の有無および作業指揮命令系統等を対話する
- ② 管理者は新規入場者・未熟練者を複数人作業に就け、常に同僚の目の届く範囲に配置する。未熟練者に対しては、コーチャー役を選任して、現場でのケアに当たらせる。
- ③ 管理者は安全パトロールや現場巡視にて作業配置・作業状況を確認し、特に、新規入場者・未熟練者・高年齢者(65歳以上)に対しては、意識して頻繁に声掛け・問い掛けを実施する

(5) 通勤時・移動時の転倒災害防止、ながらスマホ・あるきスマホ防止の注意喚起・啓発活動の継続

- ① 移動時の手下げ袋使用と階段昇降時の3点支持の励行
- ② 会議室使用時のマナーアップ。会議終了後は、整理整頓を行い、不要品を片付ける
- ③ 通通勤交通マップを用いた通勤経路のリスク箇所の把握によるリスクアセスメントの実施

《3》熱中症対策の強化(法改正施行 6 月 1 日:安衛則第 612 の 2)

(1) 作業環境管理(WBGT 値低減など)、作業管理(水分・塩分の摂取など)の徹底

- ① 早め・こまめの休憩時間の設定と、皆が気兼ねなく休憩できる環境を作り、積極的な水分・塩分の摂取を促す
- ② 熱中症の自覚症状がある場合・熱中症のおそれがある作業者を見つけた場合に、報告できる体制を整備し、周知する

(2) 熱中症の重篤化防止(熱中症防止教育、熱中症のおそれのある者の発見と適切な対処)

- ① 作業者全員に対し、熱中症予防教育を実施する
- ② 会継続した啓発、パトロールによる熱中症予防の意識付け。
- ③ 発症時の迅速な救急車要請と応急処置の実施により重篤化を回避する

3. 安全・健康に強い人・組織づくり(安全衛生教育・訓練の実施)

(1) 危険体感研修の実施 日時未定

※事前に保護具(安全帽・安全帯)の正しい装着について習得しておくこと

(2) (法定)職長・安全衛生責任者教育(第1回) 7月30日(水)～31日(木)

〃 (第2回) 8月27日(水)～28日(木)